



柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

💡 固定資産税の不均一課税・課税免除

🏠 固定資産税を3年間軽減します！（不均一課税）

- 対象地域：柏崎地域（高柳・西山地域を除く。）
- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
- 要件：
 - ①事業の用に供する設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えること。
 - ②道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。
- 内容：

対象設備：土地、建物、機械・装置

※入替・更新をした機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上向上したものに限りま

不均一課税：1年目⇒100%軽減、2・3年目⇒75%軽減
- 申請期限：

固定資産を取得した年の翌年2月15日まで（※固定資産税が軽減される3年間、毎年申請してください。）

🏠 固定資産税を3年間免除します！（課税免除）

- 対象地域：高柳・西山地域
- 対象業種：製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 要件：業種及び資本金の額で要件が異なります。詳しくは裏面（支援制度の概要）をご確認ください。
- 内容：

免除となる設備：土地、建物、機械・装置

課税免除：3年間
- 申請期限：

固定資産を取得した年の翌年2月15日まで（※固定資産税が免除される3年間、毎年申請してください。）

💡 奨励金

🏠 奨励金を交付します！（固定資産税の不均一課税・課税免除との併用はできません。）

- 対象地域：市内全域
- 対象業種：製造業
- 要件：製造に使用される機械・装置で、これらの取得価額の合計額が1,000万円を超えること。
※リース設備も対象です。
- 内容：機械・装置の取得価額の2%相当額を奨励金として交付
- 申請期間：固定資産を取得した年の翌年4月1日から5月31日まで

その他の奨励金制度

🏠 製造業で、工場誘導地区等に新たに土地を取得又は賃借し、工場等を新設又は移設する場合
⇒2・3年目に固定資産税75%軽減後において課税される25%の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

🏠 特認奨励企業の指定を受けた場合
⇒特認奨励企業の指定を受けた日の翌日から5年以内に取得した土地、建物、機械・装置の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

申請方法

- ・申請に必要な書類を揃えて、柏崎市役所3階ものづくり振興課までご提出ください。
- ・各申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】
柏崎市ものづくり振興課（市役所3階）
TEL 0257-21-2326
Mail monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp
※電子データはこちら↑のアドレスへ送付してください。

【固定資産税に関すること】
柏崎市税務課家屋係（市役所2階）
TEL 0257-21-2256

柏崎市HP



(様式データ等)

| 区分 (条例) | | 地域 | 業種 | 増加 常用 雇 用 者 数 | 資本金規模 | 取得価額 | | 対象設備 (※3) |
|-------------------|-------------|---|---------------------------|------------------------------|-------------------|-----------------------|--|--|
| | | | | | | 合計 | 対象範囲 | |
| 固定資産税の不均一課税又は課税免除 | 概要 | (高柳・西山地域を除く) | ・製造業 | - | - | 2,700万円超 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備(※2) ・償却資産 <ul style="list-style-type: none"> ・構築物 ・機械及び装置 ・船舶 ・航空機 ・車両及び運搬具 ・工具、器具及び備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地(※4) ・建物 ・償却資産のうち機械及び装置 |
| | | | ・道路貨物運送業 ・こん包業 ・卸売業 | 15人超 | | | | |
| | | 高柳・西山地域 | ・製造業 ・旅館業 ※下宿営業を除く。 | - | 5,000万円以下 | 500万円以上 | | |
| | | | ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等 | - | 5,000万円超 1億円以下 | 1,000万円以上 | | |
| 課税免除(第4条)(※1) | - | - | 1億円超 | 2,000万円以上 | 500万円以上 | | | |
| 申請書類 | 不均一課税及び課税免除 | 固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式) (※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。) 【共通】 ・法人登記事項証明書 ・定款(※原本証明をしてください。) 1年目 ■固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。 【土地】 ・土地売買契約書(写し) ・土地登記事項証明書(写し) ・事業所全体の平面見取図 【家屋】 ・建築工事請負契約書(写し) ・家屋登記事項証明書(写し) ・建物配置図 ・建物平面図 【償却資産】 ・固定資産税償却資産申告書(写し) ・仕様書又はカタログ等(写し) ・設備の能力がおおむね30%以上増加していることを示す資料 ※取替・更新した設備を申請する場合のみ(新旧仕様書又はカタログ等の写し) ・配置図(※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。) 2年目以降 ・固定資産税不均一課税決定通知書(写し) 又は固定資産税課税免除決定通知書(写し) | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 区分 (条例) | | 地域 | 業種 | 増加 常用 雇 用 者 数 | 資本金規模 | 取得価額 | | 対象設備 |
| | | | | | | 合計 | 対象範囲 | |
| 奨励金(第6条第1項) | 概要 | 市内全域 | ・製造業 | - | - | 1,000万円超 2,700万円以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・償却資産のうち機械及び装置(※5) | <ul style="list-style-type: none"> ・償却資産のうち機械及び装置(※5) |
| | 申請書類 | 奨励金交付申請書(第3号様式) 減価償却資産の明細(第3号様式の別紙1) (※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。) ・法人登記事項証明書 ・定款(※原本証明をしてください。) ・市税納税証明書(※完納証明書) ・固定資産税償却資産申告書(写し) ・リース物件の場合は、支払を証する書類(請求書、領収書の写し) ・配置図(※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。) | | | | | | |

(※1) 令和6(2024)年3月31日までに取得した資産が対象です。

(※2) 【製造業の場合】工場用の建物とその附属設備
 【道路貨物運送業の場合】車庫用、作業場用、倉庫用の建物とその附属設備
 【こん包業、卸売業の場合】作業場用、倉庫用の建物とその附属設備

(※3) 高柳・西山地域において資本金の額が5,000万円を超える法人は、新設・増設に限ります。

(※4) 取得の日の翌日から起算して1年以内に建物(工場用)の建設に着手したものに限り。

(※5) リースを含み、その取得価額は物件代金(購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。)とします。

【電子データ送付先】

柏崎市ものづくり振興課代表メール: monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp